

報道機関 各位

本市職員の懲戒処分について

市では、本日4月14日付で市職員に対する懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

●被処分者 教育部主任 41歳 女性（事案当時：産業文化スポーツ部所属）

●事案概要 令和4年4月から9月までに支払わなければならない、委託料等19件、27,616,365円の支払い業務を滞らせた。令和4年11月に発覚し、その後速やかに対応、再発防止策を講ずるなどして一旦収束したかに見えたが、令和5年2月、更に33件、43,474,738円の支払い遅延が発覚した。このことにより遅延利息（233,900円）を支払うことになり市に損害を与えた。

●処分内容 懲戒減給（10分の1）1月
（地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号適用）

●処分発令日 令和5年4月14日

※ あわせて事案当時の上司2名を訓告処分としました。

※ 市長コメント

今回の事案は、契約及び支払に関する業務を怠った重大な職務義務違反であり、市民のみなさまに深くお詫び申し上げます。

再びこのような事案を起こすことのないよう適正な事務の執行を職員に徹底し、市民のみなさまの信頼回復に努めてまいります。

【問い合わせ】

立川市行政管理部人事課 担当：人事課長 とくまる 徳丸 ゆうご 祐豪

TEL 042-523-2111（内線）2144